

青年等対外競技出場奨励費補助金交付基準

(平成14年3月25日教育長決定)

1 目的

町民のスポーツ活動への積極的な参加意欲と、その活動成果による対外競技への出場奨励を補助する。

2 交付対象

全道大会以上の大会に出場する個人又は団体の場合に補助。但し、一般のみ体育協会に加盟している個人及び団体とする。

3 交通費

公共交通機関、バス借上料、駐車料金、高速道路通行料金等を補助する。但し、町有バスを使用する場合は、運行要領等を勘案し決定する。

4 宿泊費

実費の経費を補助する。但し、宿泊料の上限を設ける。

5 参加料

大会要項等に記載されている参加料は、実費の経費を補助する。

6 食事代

対象外とする。

7 雑費

対象外とする。

8 指導者

出場選手に随行する監督又はコーチに係る経費に対し補助する。但し、参加選手数により指導者数に制限を設ける。

9 補則

この交付基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この交付基準は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この交付基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この交付基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この交付基準は、平成28年7月1日から施行する。